平成２６年（フ）第３９号
相模原市南区相武台１丁目４番１号
債務者　斎藤　智子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第４４号
相模原市緑区橋本７丁目８番７号　イングルサイド101
債務者　安嶋　ルミ（旧姓二ツ神）
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第４７号
相模原市中央区光が丘３丁目31番７号　カーサ光が丘103
債務者　宮野入明一
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１０号
新潟県阿賀野市寺社甲3913番地225
債務者　齋藤　　勇
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第１１号
新潟県新発田市住吉町３丁目７番２号　レジデンス住吉102、前住所新潟市中央区本町通７番町1083番地　本町セブンハイツ503号
債務者　伊藤　清智
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第８３号
大阪府松原市河合３丁目４番４号
債務者　田中　　勉
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８９号
大阪府河内長野市楠ケ丘５番31号
債務者　川邊　誠也
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９７号
堺市南区城山台２丁３番22―104号
債務者　松川サワ江（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０８号
堺市中区宮園町３番７―408号
債務者　石田　光義
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１２１号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地１号棟123号室
債務者　宮内　博道
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１２４号
堺市堺区甲斐町東５丁３番６―505号、前住所堺市堺区香ヶ丘町３丁３番24号
債務者　高辻　佳枝
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６号
兵庫県加西市野条町86番地の93　希望の郷
債務者　増岡　英明
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第５７号
盛岡市神子田町10番29号　第一花月荘３号、旧住所盛岡市開運橋通４番28―506号
債務者　一條　香織
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１４号
福島県会津若松市白虎町97番地の17　５号、前住所福島県会津若松市日吉町８番28号
債務者　新井田秀喜
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第３号
新潟県上越市大字大貫2801番地８、住民票上の住所新潟県上越市大貫４丁目32番17号
債務者　猪俣美恵子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第４号
新潟県上越市加賀町２番18号　コーポ加賀２階208号、住民票上の住所新潟県上越市大貫４丁目32番17号
債務者　猪俣　　晃
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第５号
新潟県上越市大字大貫2801番地８、住民票上の住所新潟県上越市大貫４丁目32番17号
債務者　猪俣　　裕
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第７号
新潟県妙高市大字田口811番地８
債務者　目黒　公一
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
新潟地方裁判所高田支部